

高年齢者・障害者 雇用状況報告の提出について

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項」

「障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項」

において、事業主は毎年6月1日現在の高年齢者および障害者の雇用状況を、事業所の所在地を管轄するハローワークを経由し厚生労働大臣に報告することが義務付けられています。

平成29年度の報告書提出期限は 平成29年7月18日(火)です。

提出漏れのないよう、早めの提出をお願いします。

☞ 報告用紙は、対象となる事業所あてに厚生労働省から直接発送されます。

☞ 報告は郵送やご持参による方法のほか、電子申請も可能です。

電子申請についての詳細はこちら <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koureisha-koyou/>

厚生労働省 雇用状況報告 電子申請

検索

雇用状況報告対象事業所 ※1

対象労働者	企業全体の常用労働者数
高年齢者	20人以上
障害者	50人以上 ※2

※1 平成29年3月時点の雇用保険被保険者データをもとに抽出しています。

※2 除外率により除外すべき労働者数を控除した人数です。

ご提出・お問い合わせ先

ハローワーク奈良	管轄区域:奈良市・天理市・生駒市・山辺郡	TEL:0742-36-1601
ハローワーク大和高田	管轄区域:大和高田市・橿原市・御所市・香芝市・葛城市・北葛城郡・高市郡	TEL:0745-52-5801
ハローワーク桜井	管轄区域:桜井市・宇陀市・磯城郡・宇陀郡・吉野郡のうち東吉野村	TEL:0744-45-0112
ハローワーク下市	管轄区域:五條市・吉野郡(東吉野村を除く)	TEL:0747-52-3867
ハローワーク大和郡山	管轄区域:大和郡山市・生駒郡	TEL:0743-52-4355